

2 医安第 1 1 1 8 号  
令和 3 年 3 月 1 5 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「厳重警戒宣言」及び「愛知県厳重警戒措置」の延長について（通知）

標記については、2月末の緊急事態宣言の解除後も、感染の再拡大を防止するとともに、第3波の終息に向け、本県独自の「厳重警戒宣言」を発出し、3月14日（日）まで、厳重警戒措置を実施してきたところです。

この結果、新規陽性者数はステージ1を続け、入院患者数及び重症者数もステージ2に入ってまいりましたが、医療提供体制への負荷をより軽減するため、首都圏・関西圏とともに感染の再拡大を着実に防止するため、現在の厳重警戒措置を3月21日（日）まで、1週間延長することといたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp